

スマート農業技術普及拡大事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、本県農業における担い手の減少が進む中、地域農業を維持発展させることを目的として、農業分野におけるICT技術（情報通信技術）等の先端技術を活用した、いわゆる「スマート農業」技術を経営に導入し、生産性の向上や作業の省力・効率化等に取り組む経営体を支援するためスマート農業技術普及拡大事業要領（令和2年5月29日）施行。以下「要領」という。）に基づいて事業実施計画の承認を受けたものが行う事業に要する経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において、スマート農業技術普及拡大事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助率等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表1の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第5 規則第10条の規定による報告は、別記様式第4号によるものとし、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において作成し、翌月の10日まで知事に提出するものとする。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 第3の2ただし書きにより補助金の交付申請をした者は、補助事業完了後に当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が50万円以上のもの）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている期間、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林規則」という。）別表で定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(帳簿及び書類の備え付け等)

第10 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月19日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月24日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月9日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月23日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(別表 1) 交付対象となる事業及び経費並びに補助率等

事業名	経費	補助率 (補助上限)	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
スマート農業技術普及拡大事業	要領第 2 の 1 に規定するスマート農業機器等の導入に要する経費。	事業費の 1 / 3 以内 なお、1 経営体当たりの補助上限は 3 3 0 千円とする。 また、千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。(ただし、耕作面積が概ね 3 0 ヘクタールを超える場合は、1 経営体当たりの補助上限を 6 6 6 千円とする。)	事業実施主体ごとに事業費の 3 0 % を超える増減	1 事業の中止及び廃止 2 導入する機器の変更

(別表 2) 補助対象経費の内容

経費	内容	注意点
スマート農業機器導入費	要領第 2 の 1 に規定するスマート農業機器等の導入に要する経費。	取得価格が 5 0 万円以上の機器及び器具については、複数の業者からの見積書(該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。